

議 案 目 録

令和6年(2024年)11月25日

番 号	件 名
議案第 82 号	専決処分につき承認を求めることについて 令和6年度(2024年度)彦根市一般会計補正予算(第6号)
議案第 83 号	令和6年度(2024年度)彦根市一般会計補正予算(第7号)
議案第 84 号	令和6年度(2024年度)彦根市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
議案第 85 号	令和6年度(2024年度)彦根市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
議案第 86 号	令和6年度(2024年度)彦根市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
議案第 87 号	令和6年度(2024年度)彦根市水道事業会計補正予算(第1号)
議案第 88 号	令和6年度(2024年度)彦根市下水道事業会計補正予算(第1号)
議案第 89 号	彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 90 号	彦根市医療費の助成に関する条例および彦根市子どもに係る医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 91 号	彦根市公園条例の一部を改正する条例案
議案第 92 号	彦根市屋外広告物条例の一部を改正する条例案
議案第 93 号	ひこね市文化プラザおよびみずほ文化センターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて
報告第 28 号	損害賠償の額の決定について



議案第 89 号

彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年(2024 年)11 月 25 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年彦根市条例第 60 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 5 の項中「特例給付(同法附則第 2 条第 1 項に規定する給付をいう。)」を「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 47 号)附則第 13 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第 12 条の規定による改正前の児童手当法附則第 2 条第 1 項の給付」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 90 号

彦根市医療費の助成に関する条例および彦根市子どもに係る医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年(2024 年)11 月 25 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市医療費の助成に関する条例および彦根市子どもに係る医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

(彦根市医療費の助成に関する条例の一部改正)

第 1 条 彦根市医療費の助成に関する条例(平成 15 年彦根市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、助成対象者または保護者が受給券の提示に代えて電子資格確認(医療保険各法に規定する電子資格確認をいう。以下同じ。)の方法を用いる場合で、保険医療機関等が助成対象者の資格に係る情報を取得し、および閲覧することができるときは、この限りでない。

第 16 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、助成対象者または保護者が助成券の提示に代えて電子資格確認の方法を用いる場合で、保険医療機関等が助成対象者の資格に係る情報を取得し、および閲覧することができるときは、この限りでない。

第 23 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、助成対象者または保護者が受給券等の提示に代えて電子資格確認の方法を用いる場合で、保険医療機関等が助成対象者の資格に係る情報を取得し、および閲覧することができるときは、この限りでない。

(彦根市子どもに係る医療費の助成に関する条例の一部改正)

第 2 条 彦根市子どもに係る医療費の助成に関する条例(平成 24 年彦根市条例第 21 号)の一部

を次のように改正する。

第5条第2項に次のただし書を加える。

ただし、助成対象者の保護者が受給券の提示に代えて電子資格確認(医療保険各法に規定する電子資格確認をいう。)の方法を用いる場合で、保険医療機関等が助成対象者の資格に係る情報を取得し、および閲覧することができるときは、この限りでない。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第 91 号

彦根市公園条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年(2024 年)11 月 25 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市公園条例の一部を改正する条例

彦根市公園条例(昭和 54 年彦根市条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、駐車場の利用に係る当該許可を受けようとするときは、当該申請書の提出を要しない。

第 10 条第 2 項中「使用料」の次に「(駐車場の使用料を除く。)」を加え、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 駐車場の使用料は、自動車を駐車場から出場させるときに納付しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

第 21 条第 1 項中「利用料金」の次に「(駐車場の利用料金を除く。)」を加え、同条第 2 項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 駐車場の利用料金は、自動車を駐車場から出場させるときに納付しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

別表第 2 テニスコート(1 面につき)の項を次のように改める。

テニスコート(1 面につき)	1 時間当たり	6 時から 21 時 30 分まで	600 円	入場料総収入額の 10 パーセントに相当する額。ただし、10 パーセントに相当する額が 10,000 円に満たないとき	夜間照明の使用料は、電力量料金の範囲内において、別に定める。
----------------	---------	-------------------	-------	---	--------------------------------

				は、10,000円とする。	
--	--	--	--	---------------	--

別表第2に次のように加える。

駐車場(大型自動車、中型自動車および準中型自動車に限る。)	1日につき	混雑期以外の期間		2,000円		
		混雑期		6,000円		
駐車場(普通自動車(市の区域内の居住者ならびに有料の公園施設および彦根市立図書館の利用者(以下この表において「市内居住者等」という。))が使用する場合に限る。))に限る。)	24時を超えない利用の場合	1時間以内		無料		
		1時間を超え3時間以内		100円		
		3時間を超え6時間以内	100円に3時間を超える1時間当たり100円を加算した額	1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げるものとする。		
		6時間を超え24時間以内		500円		
	24時を超える継続利用の場合	4時間以内		1時間当たり100円	1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げるものとする。	
		4時間を超え24時間以内		500円		
駐車場(普通自動車(市内居住者等以外のものが使用する場合に限る。))に限る。)	24時を超えない利用の場合	30分以内		無料		
		30分を超え3時間30分以内	混雑期以外の期間	30分を超える1時間につき300円を加算した額	1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げるものとする。	
			混雑期	30分を超える1時間につき900円を加算した額		
		3時間30分を超え24時間以内	混雑期以外の期間		1,200円	
	混雑期			3,600円		
	24時を超える継続利用の場合	3時間以内	混雑期以外の期間		1時間当たり300円	1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げるものとする。
			混雑期		1時間当たり900円	
		3時間を超え24時間以内	混雑期以外の期間		1,200円	
混雑期				3,600円		

別表第2備考中第5項を第11項とし、第4項を第6項とし、同項の次に次の4項を加える。

- 7 駐車場の利用時間は、0時から24時までとする。
- 8 駐車場の入出場の取扱い時間については、別に定める。
- 9 駐車場の24時を超えての継続利用については、24時に達した時点で出場および入場があったものとみなして、24時を超える継続利用の場合の使用料を加算する。
- 10 公園施設の冷暖房その他の設備の使用料は、別に定める。

別表第2備考第3項を第5項とし、同表備考第2項中「場合の使用料」の次に「(駐車場の使用料を除く。)」を加え、同項を同表備考第4項とし、同表備考第1項の次に次の2項を加える。

- 2 この表において、「大型自動車」、「中型自動車」、「準中型自動車」および「普通自動車」とは、それぞれ道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する大型自動車、中型自動車、準中型自動車および普通自動車をいう。
- 3 この表において、「混雑期」とは、金亀公園駐車場の混雑が予想される期間として市長が定める期間をいう。

別表第3テニスコート(1面につき)の項を次のように改める。

テニスコート(1面につき)	1時間当たり	6時から19時30分まで	600円	入場料総収入額の10パーセントに相当する額。ただし、10パーセントに相当する額が10,000円に満たないときは、10,000円とする。	
---------------	--------	--------------	------	---	--

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の彦根市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 改正後の第8条第1項ただし書、第10条第2項および第3項、第21条第1項および第2項ならびに別表第2に規定する駐車場を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前



においてもこの条例の規定の例により行うことができる。

議案第 92 号

彦根市屋外広告物条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年(2024 年)11 月 25 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市屋外広告物条例の一部を改正する条例

彦根市屋外広告物条例(平成 27 年彦根市条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 1 条・第 2 条」を「第 1 条―第 2 条」に改める。

第 1 条の次に次の 3 条を加える。

(市の責務)

第 1 条の 2 市は、この条例の目的を達成するため、広告物の表示または掲出物件の設置およびこれらの管理(以下この条および次条において「広告物の表示等」という。)に関する施策を推進する責務を有する。

2 市は、広告主(広告物または掲出物件を表示し、または設置することを決定し、自らまたは法第 2 条第 2 項に規定する屋外広告業を営む者その他の者(以下この条および次条において「屋外広告業者等」という。)に委託する等の方法により、当該広告物または掲出物件を表示し、または設置する者をいう。次条において同じ。)、屋外広告業者等および市民に対し、広告物の表示等に関する施策について理解を得るための知識の普及および啓発に努めるものとする。

3 市は、広告物の表示等に関する施策の円滑な実施を図るため、関係行政機関および関係団体との適切な連携を図るものとする。

(広告主等の責務)

第 1 条の 3 広告主は、広告物の表示等を適正に行うとともに、広告物の表示等を委託する場合は、当該委託に係る屋外広告業者等により、当該広告物の表示等が適正に行われるよう必要な措置を講じなければならない。

- 2 屋外広告業者等は、広告主と連携し、法およびこの条例を遵守するとともに、当該委託に係る広告物の表示等を適正に行わなければならない。
- 3 広告主、屋外広告業者等および広告物もしくは掲出物件が表示され、もしくは設置される土地または工作物等の所有者、占有者その他当該土地または工作物等について権原を有する者は、市がこの条例の目的を達成するために前条第1項の規定により推進する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第1条の4 市民は、市がこの条例の目的を達成するために第1条の2第1項の規定により推進する施策に協力するよう努めなければならない。

第4条第1項中第10号を削り、第11号を第10号とする。

第5条第3項第1号中「琵琶湖・内湖景観形成地域」の次に「および佐和山風致景観形成地域」を加え、同項第2号中「第2種低層住居専用地域」の次に「、田園住居地域」を加え、同条第4項中「城下町景観形成地域」の次に「および旧松原内湖景観形成地域」を加える。

第7条第1項第5号中「および第10号」を削り、同項中第7号を削り、第8号を第7号とする。

第9条第1項第1号中「第20条第2項」を「第18条第4項」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 管理者は、県内または規則で定める府県に住所または事務所もしくは事業所を有する者でなければならない。

第17条の次に次の2条を加える。

(勧告)

第17条の2 市長は、この条例またはこの条例に基づく規則に違反した広告物または掲出物件(以下「違反広告物等」という。)を表示し、もしくは設置し、または管理する者に対し、当該違反広告物等の表示もしくは設置の停止を勧告し、または5日以上を定め、当該違反広告物等の改修、移転、除却その他良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、または公衆に対する危害を防止するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

(違反広告物等である旨の表示等)

第17条の3 市長は、前条の規定による勧告(以下この条および次条において「勧告」という。)を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に係る措置をとらなかったときは、規則で定めるところにより、当該違反広告物等にこの条例に違反する旨を表示することができる。

- 2 市長は、勧告をしようとする場合において違反広告物等を表示し、もしくは設置し、または

管理する者を過失がなくて確知することができないときは、規則で定めるところにより、当該違反広告物等にこの条例に違反する旨を表示することができる。

- 3 市長は、第1項の規定による表示をしようとするときは、あらかじめ、勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第18条の見出しを「(措置命令等)」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に、「当該広告物」を「当該違反広告物等」に、「当該掲出物件を設置する者またはこれらの管理者」を「設置し、または管理する者」に改め、「できないとき」の次に「(勧告をすべき者を過失がなくて確知することができないため第1項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。)」を加え、「自ら行い、または」を削り、「もしくは委任した者」を「または委任した者」に改め、同項ただし書中「期限を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨およびその期限までに除却しないときは、自らまたはその命じた者もしくは」を「期間を定めて、当該掲出物件を設置し、または管理する者は、その期間内に市長に申し出るべき旨およびその期間内にその申出がないときは、市長の命じた者または」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「この条例またはこの条例に基づく規則に違反した広告物または掲出物件があるときは、当該広告物を表示し、もしくは当該掲出物件を設置する者またはこれらの管理者」を「前項に規定する場合のほか、公衆に対する危害を防止するために特に必要があると認めるときは、違反広告物等を表示し、もしくは設置し、または管理する者」に改め、「これらの表示もしくは設置の停止を命じ、または」を削り、「期限」を「期間」に、「これらの改修、移転、除却その他良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、または」を「当該違反広告物等の除却その他」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

市長は、勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、当該措置をとるべきことを命ずることができる。

第18条に次の1項を加える。

- 4 市長は、第1項または第2項の命令をした場合において、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、命令を受けた者の住所および氏名ならびに命令に係る広告物が表示され、または命令に係る掲出物件が設置されている場所その他必要と認める事項を公表することができる。

第19条第1号中「前条第1項」の次に「または第2項」を加える。

第20条を次のように改める。

## 第20条 削除

第30条第1項中「第18条第1項」の次に「または第2項」を加える。

## 付 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後、改正後の彦根市屋外広告物条例(以下「新条例」という。)第 8 条の規定の適用を受けて適法に表示されることとなる広告物または設置されることとなる掲出物件であって新条例第 11 条第 1 項の基準に適合していないものに係る施行日以後最初に行う新条例第 14 条第 2 項の規定による申請および許可については、新条例第 11 条第 1 項の規定にかかわらず、当該広告物または掲出物件については、継続して改正前の彦根市屋外広告物条例(以下「旧条例」という。)の規定を適用することができるものとする。
- 3 前項の規定の適用がある場合における新条例第 14 条第 2 項の規定による許可期間の満了の日までに、別に定めるところにより前項の規定の適用を受けている広告物または掲出物件を新条例第 11 条第 1 項の基準に適合させる改修、移転、除却その他の措置をとることを記載した計画書の提出があり、市長が相当と認めるときは、新条例第 14 条第 2 項の規定は、施行日から起算して 10 年を経過するまでの間、適用しない。ただし、当該許可を受けて表示している広告物または設置している掲出物件の改装または改造をしようとするとき(同条第 1 項ただし書に規定する場合を除く。)は、この限りでない。
- 4 新条例第 9 条第 2 項(新条例第 14 条第 5 項において準用する場合を含む。)の規定は、令和 10 年 4 月 1 日以後にされる新条例第 6 条または第 14 条第 1 項もしくは第 2 項の許可の申請に係る新条例第 1 条に規定する屋外広告物または同条に規定する掲出物件の管理を行うものについて適用する。
- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 93 号

ひこね市文化プラザおよびみずほ文化センターの指定管理者の指定につき議決を求めること  
について

上記の議案を提出する。

令和 6 年(2024 年)11 月 25 日

彦根市長 和 田 裕 行

ひこね市文化プラザおよびみずほ文化センターの指定管理者の指定につき議決を求める  
ことについて

ひこね市文化プラザおよびみずほ文化センターの指定管理者を下記のとおり指定することに  
ついて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求  
める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称および所在地

名 称	所 在 地
ひこね市文化プラザ	彦根市野瀬町 187 番地 4
みずほ文化センター	彦根市田原町 11 番地

2 指定管理者となる団体の名称、代表者および所在地

- (1) 名 称 株式会社ケイミックスパブリックビジネス
- (2) 代表者 代表取締役 橋 本 鉄 司
- (3) 所在地 東京都千代田区神田小川町一丁目 2 番地

3 指定期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

報告第 28 号

損害賠償の額の決定について

法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 6 年(2024 年)11 月 25 日

彦根市長 和田 裕 行

専決第 12 号

損害賠償の額の決定について

法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 6 年(2024 年)10 月 18 日

彦根市長 和田 裕 行

1 損害賠償の相手方

(1) 住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○

(2) 氏名 ○ ○ ○ ○

2 損害賠償の額

彦根市は、相手方に、損害賠償金として 83,710 円を支払う。

3 事案の概要

令和 6 年 7 月 29 日午後 2 時 10 分頃、彦根市開出今町 86 番地の市有地において、職員が除草作業を行っていたところ、当該作業により跳ね上がった小石が、当該市有地北側の相手方の住宅の窓ガラスに当たったことにより、これを損傷したもの